ユニフォーム作成について

各クラブ、各実業団にてユニフォームを作成されていることと存じますが、

JBC の規則に反するユニフォームを着用している事例が見受けられます。

また、ユニフォームを作成するにあたって「 ユニフォーム登録申請書 」の提出が必要となります。

県連ユニフォームを含め、当連盟にて見受けられる規則に反する箇所は下記の点です。 詳細は、別紙「 JBC 服装規則 」をご参照下さい。

記

・ メーカーのロゴやマーク ・・・ 1 ヶ所、12 平方センチメートル以内 ( 例： 2cm×6cm 、3cm×4cm 等 )

・ 会社のロゴやマーク、社章、製品名、商品名の明記 ・・・ 禁止

・ ユニフォームへの学校名明記 ( 取り外し不可のもの ) ・・・ 学校名を明記した場合、学校登録ユニフォームとなり、他の会員と 別のユニフォームとみなされますのでチーム戦に於いて、他の学校 の選手や一般の選手とチームを組んだ場合の着用が出来ません。

・ ジャージや女性のスラックス ・・・ チーム全員が同じものに限り着用可能。

以上

※ご不明な点は大分県ボウリング連盟まで問い合わせください。